



## 京都倶楽部認証要項

### 第1条（目的）

京都倶楽部は、海外の都市など一定地域における情報の収集・発信等を行うことにより、京都企業の海外展開支援、京都への外国企業の誘致推進及びインバウンドの促進など、京都経済の発展に寄与することを目的とする。

### 第2条（組織）

京都倶楽部は、前条の目的を達成するため、京都に関わりの深い者が海外の一定地域ごとに設立し、京都倶楽部京都本部の認証を受けた団体とする。

2. 京都倶楽部は、京都倶楽部のロゴマークを使用することができるものとする
3. 京都倶楽部会員は、代表者からの申請及び京都倶楽部京都本部の承認により、「Kyoto Business Ambassador」の呼称を使用することができるものとする。

### 第3条（活動内容）

京都倶楽部は、第1条の目的を達成するため、京都倶楽部京都本部と連携し、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 現地における市場ニーズや対日投資に関心を持つ外国企業等の情報収集
- (2) さまざまな機会を活用した京都観光情報等の発信
- (3) 現地で開催する京都府の事業への協力
- (4) 京都企業が販路開拓等のため現地で活動する際の協力
- (5) 京都倶楽部京都本部事務局との連絡・調整

### 第4条（京都倶楽部の認証）

京都倶楽部の設立を希望するものは、京都倶楽部京都本部に申し出るものとする。

2. 京都倶楽部京都本部は、第5条の設立要件に基づき、要件に合致する場合は、幹事会の決定を経て、京都倶楽部として認証するものとする。

### 第5条（京都倶楽部の設立要件）

京都倶楽部は、海外の一定地域に在住する京都出身者や現地進出京都企業の駐在員、京都への元留学生など、京都に関わりの深い者により設立され、次の各項を満たす団体とする。

2. 原則、各国・都市単位で設置されていること
3. 代表者及び事務局が置かれていること
4. 第3条に掲げる活動内容を実施できること

### 附 則

この要項は、平成27年5月21日から施行する。